

今回は「育児休業」にかかる申出書と育児休業等終了後の随時改定を紹介します。

① 育児休業等を取得したとき

育児休業等を取得した被保険者は、事業主が年金事務所に申し出ることにより被保険者・事業主の両方の健康保険と厚生年金保険の保険料が免除されます。

【申出ができる要件と保険料免除について】

対象となる休業	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業の制度に準ずる措置による休業）
取得できる期間	次のアからオの育児休業等を取得するたびに、手続きを行う必要があります。 ア. 1歳に満たない子を養育するための育児休業 イ. 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業 ウ. 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達する日までの子を養育するための育児休業 エ. 1歳（上記イの場合は1歳6か月、上記ウの場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業 オ. 産後休業をしていない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで2回に分割して取得する休業（産後パパ育休）
保険料の免除期間	育児休業等を開始した日の属する月分から終了する日の翌日が属する月の前月分まで ①開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除 ②賞与にかかる保険料については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除 この免除期間は、被保険者の将来の年金額を計算する際には、保険料を納めた期間として扱われます。

【この申出を行う場合に必要な書類】

- ①育児休業等取得者申出書（新規・延長） ②添付書類

/終了届

原則不要

Check

育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内の間に届書を提出できなかった場合には、理由書および被保険者が休業していることの事実確認ができる書類の添付が必要です。

（例）

- ・出勤簿
- ・賃金台帳 等

POINT：育児休業等の申出ができない方

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得できない方は申出はできません。

（例）・「労働者」にあたらない **事業主や役員**

・ **同居の親族のみを使用する事業**に雇用される方 等



② 育児休業等を終了し、休業前と比べて報酬に変動があった場合

育児休業等終了日時時点で3歳に満たない子を養育する被保険者は、事業主が年金事務所に申し出ることにより、通常の随時改定に該当しない場合でも標準報酬月額を改定することができます。

【申出ができる要件】

育児休業等の
終了日の翌日

改定

定時決定

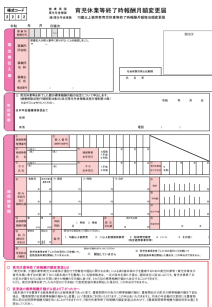


次の1と2の両方の条件を満たす場合、育児休業等終了日の翌日の属する月以後3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4か月目の標準報酬月額から改定されます。

- 1 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に1等級以上の差が生じていること
- 2 育児休業等終了日の翌日の属する月以後3か月のうち、少なくとも1か月における報酬の支払の基礎となる日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上であること

【この申出を行う場合に必要な書類】

- ① 育児休業等終了時
報酬月額変更届
- ② 添付書類



原則不要

Check

【電子申請を行う場合】

- ・申請者（対象の被保険者）以外の代理人が申請する場合は、原則、申請者と代理人双方の電子署名が必要です。
- ・申請者が作成した「事業主を代理とする旨の委任状」を画像ファイルにより添付いただいた場合、申請者の電子署名の添付を省略できます。

【通常の随時改定との違い】

	育児休業等終了時改定	通常の随時改定
対象期間	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3か月間	固定的賃金に変動があった月以後の3か月間
報酬の支払の基礎となる日数（※）（支払基礎日数）	対象期間に支払基礎日数が <u>17日未満の月があっても改定はできるが、17日未満の月を除いて計算する</u>	対象期間に支払基礎日数が <u>17日未満の月があるときは随時改定を行わない</u>
等級の差	<u>1等級の差</u> でも改定できる	原則として <u>2等級以上の差</u> が生じることが必要
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4か月目から改定	固定的賃金に変動を生じた月から起算して4か月目から改定

※ 特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日

「社会保険事務のポイント」バックナンバーページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/jimupoint.html>

2609 1017 008



日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>



日本年金機構
Japan Pension Service